

盛岡市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

1 計画の概要

- (1) 根拠法 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- (2) 計画期間 5 年間（平成 27 年度～31 年度）

2 見直しの考え方

(1) 国の方針による見直しの要否の基準

支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きくかい離している場合には、計画の見直しが必要となる。

→平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定区分ごとの実績値が、計画の見込みよりも 10%以上のかい離がある場合。

(2) 新たな課題への対応

子どもの貧困など、計画策定時よりも施策としての重要性が増している課題について、現状の把握と対応策の検討を行い、計画に盛り込むものとする。

3 見直しに当たっての主な視点

(1) 見込みと実績がかい離している教育・保育の確保策

国が示す要否基準に抛りながら、平成28年 4 月 1 日の支給認定状況におけるかい離状況を算出したところ、10%以上のかい離が認められた認定区分があったところである。

今後、要因分析等を行い、本市子ども・子育て支援事業計画に掲げる年間を通じた待機児童解消が達成されるよう、見直しの是非及び確保策を検討していく。

(2) 子どもの貧困対策

(3) 放課後の子どもの居場所づくり

4 見直しのスケジュール

- 4 月～ 現計画の実績を踏まえた点検
- 5 月頃 盛岡市子ども・子育て会議からの意見聴取
- 7 月頃 見直し案の作成
- 9 月頃 盛岡市子ども・子育て会議からの意見聴取
- 下半期 パブリックコメント・市議会への説明
- 年度末 見直し計画決定